

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第13号

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「受け」の右に「，部の教職員を総括し，及び」を加え，同条第3項前段中「又は教諭」を「，教諭，養護教諭又は栄養教諭」に改め，同項後段中「及び教諭」を「，教諭，養護教諭及び栄養教諭」に改める。

附 則

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)